

### ③ 逡増度

#### 【課題】

全使用料収入のうち大口事業者が負担している比率が提言時よりも一定下がっていますが、まだ高い水準にあることから、大口事業者の動向により下水道事業経営が大きく影響を受ける構造になっています。

#### 【見直しの方向】

水道のように給水管の口径別に基本料金の格差を設けることができないことから逡増型の料金体系としますが、小口使用者に配慮しつつ段階的に逡増度を緩和していくことが望まれます。

## 2. 公費負担割合と使用料単価の適正化に向けて

### 【現状】

懇談会提言（平成 19 年 7 月）では、公費負担割合を平成 25 年度に 50%、平成 29 年度に 40%とされています。これを使用料単価に換算すると公費負担割合 50%は約 135 円/m<sup>3</sup>、40%は約 150 円/m<sup>3</sup>になりますが、平成 24 年度末での公費負担割合は 59.8%、使用料単価 117 円/m<sup>3</sup>となっています。

### 【課題】

京都府下においては、汚水処理原価が高い状況にあるにもかかわらず、使用料収入が低いことから、使用料回収率が 70%を下回っています。

適正な使用料単価 150 円にするには、約 28%使用料改定が必要となります。  
(平成 24 年度決算ベース)

## 京都府内 下水道指標等一覧

(資料4)

市町名	使用料単価	汚水処理原価	使用料回収率	使用料
長岡京市	117 円/m <sup>3</sup>	168 円/m <sup>3</sup>	69.9%	1,725円
向日市	127 円/m <sup>3</sup>	150 円/m <sup>3</sup>	84.4%	2,060円
大山崎町	117 円/m <sup>3</sup>	126 円/m <sup>3</sup>	92.8%	1,400円
宇治市	170 円/m <sup>3</sup>	232 円/m <sup>3</sup>	73.5%	2,802円
久御山町	133 円/m <sup>3</sup>	154 円/m <sup>3</sup>	86.5%	1,768円
京田辺市	87 円/m <sup>3</sup>	142 円/m <sup>3</sup>	61.7%	1,279円
精華町	120 円/m <sup>3</sup>	167 円/m <sup>3</sup>	71.6%	2,100円
木津川市	130 円/m <sup>3</sup>	150 円/m <sup>3</sup>	86.9%	2,300円
城陽市(企)	147円/m <sup>3</sup>	185 円/m <sup>3</sup>	79.5%	2,600円
八幡市(企)	128 円/m <sup>3</sup>	123 円/m <sup>3</sup>	103.7%	2,390円
京都市(企)	126 円/m <sup>3</sup>	106 円/m <sup>3</sup>	119.8%	1,830円
亀岡市(企)	179 円/m <sup>3</sup>	165 円/m <sup>3</sup>	108.8%	2,700円

※ 数値は、H24 年度決算値を転載しています。

※ 使用料については、H26. 4. 1 現在税別 1 か月 20 m<sup>3</sup>

※ (企) 表示は、企業会計移行の団体

### 3. 下水道使用料見直し（案）

- ① 案：使用者負担を考慮し、当面は水道料金の引き下げ額の範囲内で使用料改定約 10%を行う（使用料単価を 117 円/m<sup>3</sup>から 129 円/m<sup>3</sup>とし使用料回収率を 76.7%まで引き上げる。）

また、平成 32 年度の次期水道料金改定時も同様に水道料金引き下げ額の範囲内で使用料改定を行い市民負担増とならないように配慮する。

ただし、平成 32 年度の使用料改定時に使用料単価が 150 円/m<sup>3</sup>以下となった場合、その分一般会計繰入金で補うこととなる。

- ② 案：当面は①案と同様に使用料改定を行う。

また、平成 32 年度に使用料改定約 12%を行う。（使用料単価を平均単価と同様の 150 円/m<sup>3</sup>とし使用料回収率を 89.3%まで引き上げる。）

この場合、懇談会提言時の公費負担割合が 40%となり適正な使用料となる。

- ③ 案：当面は約 15%の使用料改定を行い、前回の提言に従い使用料単価を 117 円/m<sup>3</sup>から 135 円/m<sup>3</sup>とし使用料回収率を 80%まで引き上げる。

また、平成 32 年度に約 11%の使用料改定を行い、使用料単価を平均単価と同様の 150 円/m<sup>3</sup>とし、使用料回収率を 89.3%まで引き上げる。

- ④ 案：直ちに約 28%の使用料改定を行い、使用料単価を 117 円/m<sup>3</sup>から 150 円/m<sup>3</sup>とし、使用料回収率を 89.3%まで引き上げる。

#### ① 現行の料金体系での試算（税別 1 か月 20 m<sup>3</sup>）

案	現 行	平成 2 7 年度	平成 3 2 年度
①	1,725 円	1,900 円（175 円増）	未 定
②	1,725 円	1,900 円（175 円増）	2,205 円（305 円増）
③	1,725 円	1,985 円（260 円増）	2,205 円（220 円増）
④	1,725 円	2,205 円（480 円増）	—

※ 平均使用料単価 150 円および平成 24 年度使用料単価 117 円は、税込金額のため、今後、消費税率によって単価読み替えが必要。

消費税率	5%	8%	10%
使用料単価	150 円/m <sup>3</sup>	154 円/m <sup>3</sup>	157 円/m <sup>3</sup>